

第29回全国水産加工品総合品質審査会実施要領

《一般審査用》

1 趣 旨

全国で生産されている水産加工品等の品質向上を図り、あわせて水産加工業者の生産、技術、販売についての意欲向上に寄与することを目的とし、農林水産祭の一環として行うものとする。

2 名 称

第29回全国水産加工品総合品質審査会

3 主催及び後援

- (1) 主催 全国水産加工業協同組合連合会
- (2) 後援 農林水産省

4 会 場

- (1) 審査会場 東京都中央区銀座2-10-2
ホテルモントレ銀座
- (2) 表彰式会場 東京都中央区銀座2-10-2
ホテルモントレ銀座

5 会 期

- (1) 告知 平成30年8月1日（水）～平成30年8月31日（金）
- (2) 審査会 平成30年11月9日（金）
- (3) 表彰式 平成31年1月18日（金）

6 出品者

- (1) 全国水産加工業協同組合連合会の会員及び傘下組合員
- (2) 水産加工食品関係全国団体（別紙①）の会員及び傘下組合員
- (3) 水産加工業協同組合及び組合員
- (4) その他会長が特に認める者

7 出品物の範囲

一般水産加工品（非食用品を除く）

8 出品要領

- (1) 出品点数 制限なし
- (2) 出品規定 出品物は、通常市販している水産加工品及び新水産加工品とする。
- (3) 申込期限 平成30年8月31日（金）まで
- (4) 申込方法 別添申込書により所属加工協又は加工団体を通じ、全国水産加工業協同組合連合会へ申込むこと。
- (5) 出品物の集荷搬入
出品者は、各出品物を指定された日までに指定された場所へ搬入する。
- (6) その他 出品物は、すべて無償とする。

9 出品料

- (1) 2次審査に出品する出品者からは、1品につき会員及び傘下組合員については1,620円（税込）、それ以外の者については5,400円（税込）を徴収する。
- (2) 2次審査に出品する出品者は、審査会の1週間前までに指定された口座へ所定の金額を振り込むこと。

10 出品物の審査

- (1) 出品物の審査は、別に定める審査規程により行う。
- (2) 出品者は、審査の結果に対し、何ら異議を申したてることが出来ない。

11 審査委員

審査委員名簿のとおりとする。なお、オブザーバーとして水産庁担当者が審査に対してアドバイスを行うことができる。

1 2 表彰

審査の結果、優秀な出品物に対しては、賞状（農林水産大臣賞、水産庁長官賞、東京都知事賞、一般社団法人 大日本水産会会长賞、全国水産加工業協同組合連合会会长賞）を表彰式会場において授与する。ただし、農林水産大臣賞については、商品として継続的に生産販売しているものを対象とする。

1 3 出品物の管理保護

出品物については、受付後、品質審査会終了まで、主催者において十分な注意をもって管理するが、損傷等があったときは、主催者はその責任を負わない。

1 4 出品物の会期終了後の措置

出品物は、原則として主催者が処分するものとする。

1 5 受賞出品物の公表について

受賞出品物については出品物名、企業名、住所などを公表するものとする。

水産加工食品全国団体

全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会

全国珍味商工業協同組合連合会

全国加工海苔協同組合連合会

全国調理食品工業協同組合

全国いか加工業協同組合

公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会

一般社団法人日本鰹節協会

一般社団法人全国削節工業協会

一般社団法人日本昆布協会

日本鮪缶詰輸出水産業組合

日本水産缶詰輸出水産業組合

日本わかめ協会

一般社団法人大日本水産会